

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成29年9月22日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準（平成16年4月1日制定）の別表について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：東京都の最低賃金の改正及び適用する税額表の見直し等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式（第2関係）「謝金にかかる伺書」 〔省略〕 別表1（第3関係）（別紙「改正」参照） 別表2～別表3（第3関係） 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、平成29年10月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式（第2関係）「謝金にかかる伺書」 〔省略〕 別表1（第3関係）（別紙「現行」参照） 別表2～別表3（第3関係） 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

謝金基準単価表

No	区 分	単 位	単価(円)	摘 要	備 考(源泉徴収等)
1	経営協議会委員等謝金	回	20,000	経営協議会委員及び教育諮問会議委員	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
2	会議出席謝金	回	10,000	協力者会議等	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
3	特別講演謝金	回	50,000	著名人による記念講演的性格を有するもの	報酬
4	一般講演謝金	回	30,000		報酬
5	指導講師謝金①	時間	7,000	講義・実技指導(専門的知識の提供)	報酬
6	指導講師謝金②	時間	5,000	研究集会等における指導・助言(専門的知識の提供)	報酬
7	労務謝金①	時間	1,200	専門的知識・技術等を必要とする高度な事務補助	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
8	労務謝金②	時間	1,000	一般的な事務補助	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
9	労務謝金③	時間	960	会場設営等の軽作業	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
10	カウンセラー謝金	時間	3,500		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
11	医師等謝金①	回(半日)	25,000	医師(内診・ツベルクリン反応等検査)・歯科医師	1日の場合は原則2倍以内 月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
12	医師等謝金②	回(半日)	10,000	臨床検査技師	1日の場合は原則2倍以内 月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
13	医師等謝金③	回(半日)	5,000	看護師・保健師等	1日の場合は原則2倍以内 月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
14	原稿謝金(日本語)	枚	1,500	400字	報酬
15	原稿謝金(外国語)	枚	3,000	300語	報酬
16	原稿校閲謝金(日本語)	枚	800	400字	報酬
17	原稿校閲謝金(外国語)	枚	2,100	300語	報酬
18	表彰状揮毫謝金	枚	1,000	名誉教授・永年勤続(名前・日付等)	源泉徴収必要なし
19	卒業証書揮毫謝金	枚	300	学位記を含む	源泉徴収必要なし
20	立看板等揮毫謝金①	枚	2,000	2,100×690mm程度	源泉徴収必要なし
21	立看板等揮毫謝金②	枚	3,000	3,000×700mm程度	源泉徴収必要なし
22	立看板等揮毫謝金③	枚	4,000	4,000×1,000mm程度	源泉徴収必要なし
23	同時通訳謝金①	日	56,000	英語	学生への依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
24	同時通訳謝金②	日	63,000	英語以外の外国語	学生への依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
25	逐次通訳謝金①	時間	5,800	英語	学生への依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
26	逐次通訳謝金②	時間	5,800	英語以外の外国語	学生への依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
27	翻訳謝金①	枚	3,200	和文英訳(和文400字)	報酬
28	翻訳謝金②	枚	2,200	英文和訳(英文300語)	報酬
29	チューター等謝金	時間	1,000		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
30	現場実習等委託謝金			※別表3による	個人への支払でないため、所得税は徴収しない
31	ホームステイ協力謝金			※別表2による	報酬ではあるが「家賃相当」とみなし、所得税は徴収しない
32	教育実習協力校謝金			※別表3による	個人への支払でないため、所得税は徴収しない

◎本学における謝金の単価を上記のとおりとする。ただし本表は、標準的な額(上限)を示したものであるが、執行にあたっては、予算額、事業内容を勘案し、必要に応じて調整することは可能である。

◎本表により難しい場合は、事前に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。また、受託事業等で本表により難しい場合も、交付決定時に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。

◎源泉徴収等について

※非居住者(外国に居住している者)への日本国内での人的役務の提供 20.42%の所得税

※報酬(講演謝金又は指導講師謝金)の用務に併せてそれに係る旅費(旅行命令伺書等による)を支出する場合、報酬の一部として10.21%の所得税の対象となるので、諸謝金にかかる伺書、旅行命令伺書等のそれぞれ上部余白に「旅費あり」、「謝金あり」と朱書きで明記すること。

別表 1

謝金基準単価表

No	区 分	単 位	単価(円)	摘 要	備 考
1	経営協議会委員謝金	回	20,000	経営協議会委員のみ	報酬
2	会議出席謝金	回	10,000	協力者会議等	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
3	特別講演謝金	回	50,000	著名人による記念講演的性格を有するもの	報酬
4	一般講演謝金	回	30,000		1回あたり2時間を標準、本学教職員への適用の場合は原則半額
5	指導講師謝金①	時間	7,000	講義・実技指導(専門的知識の提供)	本学教職員への適用の場合は原則半額
6	指導講師謝金②	時間	5,000	研究会等における指導・助言(専門的知識の提供)	本学教職員への適用の場合は原則半額
7	労務謝金①	時間	1,200	専門的知識・技術等を必要とする高度な事務補助	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
8	労務謝金②	時間	1,000	一般的な事務補助	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
9	労務謝金③	時間	940	会場設営等の軽作業	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
10	カウンセラー謝金	時間	3,500		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
11	医師等謝金①	回(半日)	25,000	医師(内診・ツベルクリン反応等検査)・歯科医師	1日の場合は原則倍額以内、本学教職員への適用の場合は原則半額
12	医師等謝金②	回(半日)	10,000	臨床検査技師	1日の場合は原則倍額以内、本学教職員への適用の場合は原則半額
13	医師等謝金③	回(半日)	5,000	看護師・保健師等	1日の場合は原則倍額以内、本学教職員への適用の場合は原則半額
14	原稿謝金(日本語)	枚	1,500	400字	報酬
15	原稿謝金(外国語)	枚	3,000	300語	報酬
16	原稿校閲謝金(日本語)	枚	800	400字	報酬
17	原稿校閲謝金(外国語)	枚	2,100	300語	報酬
18	表彰状揮毫謝金	枚	1,000	名誉教授・永年勤続(名前・日付等)	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
19	卒業証書揮毫謝金	枚	300	学位記を含む	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
20	立看板等揮毫謝金①	枚	2,000	2,100×690mm程度	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
21	立看板等揮毫謝金②	枚	3,000	3,000×700mm程度	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
22	立看板等揮毫謝金③	枚	4,000	4,000×1,000mm程度	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
23	同時通訳謝金①	日	56,000	英語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる
24	同時通訳謝金②	日	63,000	英語以外の外国語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる
25	逐次通訳謝金①	時間	5,800	英語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる
26	逐次通訳謝金②	時間	5,800	英語以外の外国語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる
27	翻訳謝金①	枚	3,200	和文英訳(和文400字)	報酬
28	翻訳謝金②	枚	2,200	英文和訳(英文300語)	報酬
29	チューター等謝金	時間	1,000		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
30	現場実習等委託謝金			※別表3による	個人への支払でないため、所得税は徴収しない
31	ホームステイ協力謝金			※別表2による	報酬ではあるが「家賃相当」とみなし、所得税は徴収しない
32	教育実習協力校謝金			※別表3による	個人への支払でないため、所得税は徴収しない

◎本学における謝金の単価を上記のとおりとする。ただし本表は、標準的な額(上限)を示したものであるが、執行にあたっては、予算額、事業内容を勘案し、必要に応じて調整することは可能である。

◎本表により難しい場合は、事前に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。また、受託事業等で本表により難しい場合も、交付決定時に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。

◎源泉徴収等について

※非居住者(外国に居住している者)への日本国内での人的役務の提供 20.42%の所得税

※報酬(講演謝金又は指導講師謝金)の用務に併せてそれに係る旅費(旅行命令伺書等による)を支出する場合、報酬の一部として10.21%の所得税の対象となるので、諸謝金にかかる伺書、旅行命令伺書等のそれぞれ上部余白に「旅費あり」、「謝金あり」と朱書きで明記すること。